

(第一部)

国第十九回

參議院內閣委員會會議錄第二十四號

五四二

昭和二十九年四月二十日(火曜日)午前  
十時三十七分開会

委員の異動  
四月十九日委員大谷賛雄君辞任につき、その補欠として植竹春彦君を議長において指名した。

出席者は左の通り  
委員長 小酒井義男君  
理事

委員

政府委員	矢嶋	白波瀨米吉君
事務局側	山下	井野碩哉君
常任委員	幸吉君	三義君
会專門員	八木	義信君
常任委員	鈴木	一君
会專門員	平野	三郎君
常任委員	柴田	榮君
常任委員	柴田	榮君
藤田	杉田正三郎君	友作君

林野庁長官 柴田 栄君  
事務局側

○委員長(小酒井義男君) 次に法務省設置法の一部を改正する法律案を議題といたします。質疑に先立つて鈴木入国管理司長より説明を受けます。

○政府委員(鈴木一君) 昨日の委員会におきまして資料の御要求がございまして、只今お手許にお配りいたしました。まだ到着いたしておりませんが、すぐ参りますのでお配りいたしますが、それは東京管理制度所の業務内容につきまして、いわゆるボリュームと

○運事の補欠選任の件

○選事の補欠選任の件

○法務省設置法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○國務大臣等の私企業等への関与の制

○本日の会議に付した事件

常任委員会専門員 杉田正三郎君  
常任委員会専門員 藤田 友作君

とてこの方が費が三万五千円。それが一  
ら斤費といたしまして消耗品その他が一  
一万八千円、事務室を借ります借料が一  
六万円、そのほかいわゆる審査に要し  
ます損耗品、郵便切手であるとか、電  
報料であるとかといふようなものが一  
五万円程度で、全体で大体五十四・五  
万円というものが一つの港出張所を運  
営いたしますのに必要でございます。  
これは港の大きさによりましていろいろ  
ろ違いますが、これが大体のモデル。

し新潟出張所といふことでそこに常時駐在するということになりますれば、旅費がその分だけ節約になるわけでございます。これは今まで旅費として十萬円余り出しております。それから伏木富山のほうは、やはり名古屋から旅費を出して出張をしておりますので、これが十六万五千円、合せまして二十六万円といふものがまる／＼旅費としては将来要らないということによつて節約になるわけであります。新潟は先

○政府委員(鈴木一君) 艱だ恐れ入りますが、この大きい表を。定員並びに各事務所、港出張所のボリュウムを示しまして、それに定員がどの程度配置されておるかということを更に御希望がございましたので詳細に作りましたのでござります。こちらのほうが御覧になりいいと思います。この表の中ほどが高松でござります。高松はいわゆる高松の欄で事務所という欄に二十二

○農林省設置法の一部を改正する法律案（八木幸吉君外八十二名発議）  
限に関する法律案（八木幸吉君外八十二名発議）

定員の関係を詳細昨日提出いたしましたが、それと同じようなのを横浜管事務所及び神戸管理事務所についても出すようなどうか御要求がございまして、それを只今持つてゐるわけでございますが、そのほかに港出張所を置きます際にどのくらいの一体経費かかるかと、いろいろなお話をございまして、それは今詳しい数字を持つておませんので、ということでお答えを留めておきましたのですが、その点についておきましたので、そのままお答えを申上げたいと思います。

ケーズであり、一つの目標であると存じます。

第二のお答えいたしまして、今回港出張所を三つ置くのであるが、予算並びに定員につきまして何ら新しく加えるものではない、従来の経費をやりくりまして、定員もまかなえば予算もまかなくという御説明を申上げ、且つ又港出張所といふ看板を掲げますと、従来港出張所という特別の役所がなかつたために、例え新潟のごときは東京から長期出張をし、或いは伏木富山のごときは名古屋の事務所から長期間とすると、どうなれどもござ出張

般申上げましたように、すでに長期駐在官がおりまして、部屋も皆借りておられるのであります。伏木富山のほうで、まだ事務所を借り上げておりませんのと、伏木富山につきましては、今後六万円程度の事務所を借りる費用が要るわけであります。従いまして総計いたしまして二十万余りというものが、今回三つの出張を設けますことによりまして具体的に節約される額でござります。要料がそのうち届きますと思ひますが、一応御説明を申上げた次第でございます。

般申上げましたように、すでに長期駐

名の定員が配置されております。それから港出張所が新居浜、宇野、それから指定港が坂出、小松島、今治でござります。それから高知、松山とございます。それから高知、松山とございますが、事務所の仕事は港のことにつきましては殆んどない。で違反調査その他下のほうの欄に詳しく出ておりますが、大体におきまして不法に滞在し、不法に入国したいわゆる法律の常道を通らない、或いはそれに引っかかつたという者につきましてはいろいろな手続で調べましたりする、そういうことが非常に多いのであります。それが又事務所の主たる仕事であります。港のほうはいち／＼船が入りますものをチエックしておしまして、貨物船にもやはり船員がおりまして、船員が上陸をする上陸をするときにいち／＼特別上陸のシヨアバスというものを発行いたしまして、いち／＼チエックいたします。そういうようなことで港のはうは観光客のない船でもやはり手はかかるのでありますて、そういう意味でこういう仕事の分量が出ているわけでございますが、高松の港は恐らく、そこは御承知のように高松は指定港ではないでございますが、船が入りますことがあつたので、こういう数字が出ていると思いますが、具体的にはこちらの大きい表を細検討願いたいと思ひます。

仕事をなさるのに都合がいいのじやないですか。この船の非常に出入のない所で、やはり船関係のことなんですね、大体は、却つて不便じやないか。その疑問を聞いています。

○政府委員(鈴木一君) 入国管理業務は必ずしも港だけでございませんので、例えば東京であるとか神戸或いは大阪、横浜というようなところで、外国人がたくさん集団しております。そういうような中央で扱います仕事が非常に多いのです。東京のことは、東京に事務所があり、且つ又東京港の出張所が必要であるというわけで、港の外に総括的な特に不正規の人を扱う事務所が是非必要なのであります。これは港では正規の手続で入つて来る人をチエックするのであります。これが、その中で手続が誤つて来た人を発見した場合に、事務所で引取つて調べます人が相当いるわけであります。その以外に、例えれば集団して大阪のところは十万も近い朝鮮の人たちがいる、その中にもぐつて日本に滞在しております人が相当いるわけであります。そういう人たちを一々調べまして違反調査をする、或いはまえまして調べる、その間大村駁客所に入れないで仮放免しておくといふようなことをございまして、その件数が大体ここに出ておるわけでございます。

○竹下豊次君 今東京、大阪のお話をありました。それは私もわかりますが、高松も同じような状態がありますが、東京、大阪と似よつたですね。

○政府委員(鈴木一君) 高松もやはり同じようでありまして、やはり朝鮮の人たちが相当おります。中国人も若干おります。そういうようなことでこの高松のは主として四国全体と岡山県を

○調査というようなことをここでまとめてやつておるわけでござります。

○竹下豊次君 そうすると出張して調べたりなんかするのに交通の便を主として、高松におくほうが便利であると。いうお考えなんでしょうかね。

○政府委員(鈴木一君) 大体そちらでござります。

○竹下豊次君 高松に事件が多いからということでなくて。

○政府委員(鈴木一君) その通りでござります。大体行政管轄区域の中心ということになります。

○竹下豊次君 それからさつきちよつと申上げましたが、高知に、たつた一つしかないという所に出張所などをおく、出張所はないのですか。

○政府委員(鈴木一君) 高知は出張所はございません。

○竹下豊次君 出張所じゃないのですか。指定港というのは、そこから上陸したり出て行つたりすることのできる港という意味ですか。

○政府委員(鈴木一君) 指定港は出入国管理令によりまして、入国出国の審査をするために法務大臣が指定した港ということになつております。若しも指定港以外で出入をする場合には、日本側としては、つまり入国管理局のほうから誰も人を派遣しないでよろしい、従つてそこからは物の揚げ下しはあるかも知れないけれども、人の出入りはできないという建前になつております。

○竹下豊次君 たつた一年に一件しかないところにもこれを指定する必要はあるのでござりますか。

○政府委員(鈴木一君) これはやはり

開港ということになつておりますので、それと同時に税関の関係でございましようが、港という制度もございますので、それと合せまして指定港という制度を我々のほうではとつておるわけでございまして。従いまして船が入りますと、そこに出張所のない場合には、いつ何時に船が入るということで、それを目當に事務所のほうから出張をして参ります。従いまして船に乗り込んで審査する、上陸をする人のパスポートを審査する、或いは乗員手帳を見ましてそれに従いまして、その船に乗り込んで審査する、上陸の許可を与える、そういう審査までやらなければならぬ必要がある、出張をしてやるわけであります。

○政府委員(鈴木一君) 戸も同じものを頂いたんですが、この人の数の、所長、次長、課長は、下の人數に入つていてますか、入つていてますか。下の現員というところに一とふとか四とかいろいろ／＼数字がござりますが、この数字の中に所長、次長、課長は入つておりますが、入つていてませんか。

○政府委員(鈴木一君) これは入つております。

○八木幸吉君 そうしますと、横浜の八十四人と私は勘定し、神戸のはうは八十二人と勘定したわけなんですか

神戸と横浜と東京、三つを比べてみますと、東京が七十八人、横浜は四十四人、これを寄せますと百二十二人にあります。この横浜と東京と西の方の百二十二人でおやりになつておる仕事のボリュウムの六割ぐらいであるように一応見受けんのですが、そうしますと神戸のはうは非常に能率がいいと、大きづばに言つてこう考えてよろしくございます。

○政府委員(鈴木一君) お話の点はそういうような感がいたすのでありますが、実は神戸のほうは、大阪に是非当局としては新らしい事務所を設けたいというような考え方方がございまして、神戸に相当件数がたまつておる、たまたまつておると申しますか、処理すべき件数が非常に多いということもこの表でございまことに非常に多いといふことでもございません。おわかり頂けると思うのであります。

○八木幸吉君 神戸の仕事が人數が少いために非常に渋滞しておるといふようなことはございませんですか。

○政府委員(鈴木一君) 渋滞している

ことは今のところないと思ひます。これは非常に人國管埋局出発当初から、少い人員と少い予算でやつて参りまして、無理に無理を重ねておりますので、特に人國審査官といふような定員の要求を毎度いたしておられます。がなか／＼お認めを頂けないで非常に苦心しておりますが、できるだけ、無理をしてまでもみんなに働いてもらつております。非常に仕事の過労という面からもは職員に対しまして非常に気に毒に思つておる次第でございます。

○八木幸吉君 この人数を拝見しまして、能率の点において相当の差があるよう思います。我々としましては行政能率、公務員の過労にならないことは無論考慮に入れて頂いて、あらゆる方法の科学的研究をなさつて、その能率を上げるということが我々の希望でありますから、その点今後とも御留意下さるようにお願いいたしまして私質問を終ります。

○委員長(小酒井義男君) ちよつと速記をやめて下さい。

午前十一時三十六分速記開始

◆◆◆◆◆

午前十一時一分速記中止

○委員長(小酒井義男君) 遠記を起し

て下さい。それでは法務省設置法の一

部を改正する法律案につきましては次

回に質疑を続行することといたしま

す。

○委員長(小酒井義男君) 続いて國務大臣等の私企業等への関与の制限に関する法律案について、発議者代表八木幸吉君より補足説明を受けたいと思ひます。

○八木幸吉君 この法律案の立法趣旨

につきましては、過般當委員会でその

提案理由の説明の際に一応申述べたの

でございますが、それを補足する意味

で以下御説明さして頂きたいと存じま

す。

この法律案の主な狙いは、國務大臣

等は行政府における最も重要な職であ

りますので、若しこれから國務大臣等

が私企業に関与いたしておりましたな

らば、「一方においては、その本務を公

正に行う上に支障を来たすことが予想

せられ、又他方においては、これらの

人々が一身を擲げてその本務に専念す

ることが妨げられることともなります

ので、この二つの点を防止せんとする

点にあるのでございます。本来が國務

大臣等の私企業への関与を制限するこ

とは、國務大臣等の重要な職責等に鑑

みまして政府みずからの方で自請され

るべき筋合のものであります。これ

にも私企業に關与しておるかたのある

ことは、前回の當委員会におきまして

おきましたても國務大臣等私企業に關

与しておつたかたがあり、又現閣僚中

にいたしておるかたのある

がために新たに立法の必要はないよう

にも考えられるのであります。過去

におきましたても國務大臣等私企業に關

与すべき筋合のものであります。これ

を彼は勘案いたしまして、私どもはこ

の際は先ず國務大臣等行政府の最要職

臣とは大いに趣きを異にいたしてお

ります。このよう両者の権限上の差異

を彼は勘案いたしまして、私どもはこ

の際は先ず國務大臣等行政府の最要職

臣とは大いに趣きを異にいたして

一部を管轄し、国有林野三十五万八千ヘクタール及び公有林野官行造林地二万八千ヘクタールを管理經營しているのであります。これを本年度中に長野市に移転するというのが、この法案の趣旨であります。

長野營林局が現所在地に設置された沿革は、昭和二十二年の林政統一、国有林野事業特別会計発足に当たり、当時の時間的制約及び資材経費不足等の事情を勘案して一先ず福島町の元帝室林野局支局の建物を使用する暫定措置を講じたことによるのであります。現所在地から長野市に移転させることは、次に申上げる理由から、数年来の懸案であつたのであります。

即ち、国有林野事業の重要性の増大に伴い、營林局の対社会的接觸面は急激に拡大されつつあり、管下營林署の業務を統轄、監督する本来の使命に併行して他の行政庁、関係団体等の連絡折衝が重要な任務となつて來ているのであります。然るに現所在地は、木曾地方の旧御料林の中心地ではありますが、地方の行政及び經濟の中核から程遠く、そのため長野營林局は、対外交渉の面において時間的經濟的に多大の余地は全くなく、職員の勤務能率の上に著るしい支障を來している実情であります。

かような事情でありますから、長野營林局を、県都として地方の行政及び經濟の中心地であり、且つ、広闊な敷地に恵まれている長野市に移転し、現所

在地における不便を解消し、国有林事業の合理的経営と事務能率の向上を図りたいと存ずるのであります。速やかに御可決あらんことを御願い申上げる次第であります。

○矢嶋三義君 簡単に二、三点伺います。この附則に「昭和三十年三月三十日までの範囲内において政令で定めること」とあります。どういう見通しを持つておられますか。

○政府委員(平野三郎君) これはできただけ急速にやりたいと、かように考えておるわけでございます。で、すでに敷地なども長野市に準備もいたしておりござりますが、諸般の手続の関係から、いつということははつきりわかりませんので、一応そういうふうにいたしまして、政令で定めるとしたのでございますが、できるだけ速かに法案が成立したら行いたいと、かようになっておるのであります。

○矢嶋三義君 今のあなたの答弁によると、ここ一、二カ月以内には執行いたしたいと、こういう見通しのように聞き取れるのですが、そうですか。

○政府委員(平野三郎君) 長官から。

○政府委員(柴田篤君) 具体的な点に関しましては、戸舎その他の準備等のために今直ちに見通しがつかないために、実は年度内一杯ということを一応期限といたしまして、準備のでき次第政令で決定させて頂く、こういうことにお願いいたしたいと、こう思つておるのであります。予算の関係は、二十九年度予算一応御決定を願つた範囲におきまして準備を進めることに大いに御理解を得ておりますので、年間省と了解を得ておりますので、年

○矢嶋三義君 この法律案理由説明書は、極めて明確で御尤もだと私も感ずる次第ですが、こういう問題というのは、よく地元にトラブルが起るのでですが、別にトラブルはなく、官側も、民間側も、大体において了解していることなんでしょうかね。

○政府委員(平野三郎君) 実はこれは数年来の懸案でございまして、又非常にお長野県全体においては、この移転を希望せられ、又国家的に見ましても、勿論この法案を提出いたしましたように必要であります。ただ地元の木曾福島町だけが、まあこれに反対をせられるというところで、まあそのために非常に行き悩みを来たして、相当延びたようなわけでございますが、併しこれも相当時間がたちました間に、林業試験場の分場を木曾福島町に置きましたて、ここで又今までの建物は利用し、農林省の職員が残つてやつて行くといふようなことで、現在は地元も止むを得ないといふことで納得をいたしまして、平靜に帰しております。こういう次第であります。

○植竹春彦君 この改正案の御趣旨は誠に御尤なものと思いますけれども、長野に営林局ができますと、前橋の営林局が非常に近いことにならうと思いますが、まだこのほかに林野庁とされでは、例えば東京へ営林局を、及びその管轄範囲を変更するとか、その他福島県とか、いろいろな全国についての御計画があろうかと思いますが、それらの農林当局の御意向はどうである

か、若しそうしたような全国的な改正をせられる意図がおありならばそれはいつ頃提案されるか、その見通しについて林野庁の長官柴田さんからお伺いいたしたいと思います。

○政府委員(柴田栄君) 营林局の管轄区域の整備、再配置の問題に關しましては、実は前々から現在の状態が合理的であるというには私ども考えておらないでござりますが、実は御承知のように昭和二十二年度から国有林野の林政統一が成りまして、直ちに特別会計によりまして運営、出発いたしました。実際に非常に早々の間に一忯従来の施設を利用して、比較的無理なく設定しようというたために、例えばこの木曾福島の長野營林局も同じような理由によるのでござりまするが、従来の施設をそのまま転用したというところに营林局の単位といたしまして多少無理をそのまま暫定的に処理したいという点がございますので、先にもこの問題に關しましては再配置と併せて营林局の位置の改廃を立案いたしましてお願いいたしましたが、その時期を得て今日まで参つておる経過もござりまするので、全体的な行政機構の改革の際には是非ともお願いいたしたいという案は実は持つておるが、この問題は実は個々に取扱いましてなから、実現が困難でござります。でこういう問題は国全体の機構の整備というような問題とからんでやら

して頂かなければ、ながく(東洋)に離を来すというような場合が多いのです。ござりますから、さような機会があつますれば是非とも合理的な単位といましましての營林局の区域の再配備をお願いいたしまして、それに伴う營林局の位置の再配備等いろいろ案を立させておきました。御審議を願いたいと存じておきますが、その時期につきましては全体の行政機構改革の最も近い時期にこれを私ども併せて御考慮を願いたい、こういうふうに考えておる次第でございます。

○植竹春彦君 それでは特に長野管林局だけを今回お取上げになつた理由はこれほどここにありますか。

○政府委員(柴田榮君) 本来一貫して考えるのが筋でございますが、長野管林局の現在の所在地木曾福島は、御承知の通りに木曾谷の極めて狭隘な地域にありますとのと、從来木曾川流域を主体といたしております御料林管轄を管理經營するため選ばれた位置なのでござりますが、今日二十二年以來旧国有林等を合併いたしまして長野の一円を管轄することになりました結果、機構の整備に伴いまして相当内容の充実を図らなければならないにもかかわらず、具体的に施設の増設等も全く余地がない。なお職員の施設に関しましても全然その余裕がない。而も御料林時代におきましては世襲財産の經營として一応私有林經營に近い經營が極めて強くなるというために、行政機関との連絡が非常に多くなつて参つておりますのでござりますが、それらの点を勘案いたしますると、今日木曾福

島に營林局がありまして日々の經營と行政連絡のためにも、非常に多くの局首腦部の旅行その他に要します無駄な時間と経費を繰り返して全体の能率を落としている。而も今日長野營林局の職員構成から言いまして、三割以上が通勤を余儀なくされており、これらの点からいたしまして營林局の運営上極めて非能率、不合理に行わなければならんという現状はこの際看過できないところまで行つておりますので、さよう全般の機構改革の時期を渠は待ち得ないというところまで差迫つて、渠を余儀なくされたり、これらの方も客観的に、実は衆議院の農林委員会の各派の先生方も御視察頂きまして、のつべきならないとまづ位置の移転だけをこの際地元も、広い意味におきます地元も皆願つておりますので、是非一步前進という意味で実現をさせて頂きたい、かような考え方から進めている次第でござります。

〔速記中止〕

○委員長(小酒井義男君) 速記を始め下さい。それではほかに御質疑ございませんか。速記をとめて下さい。

○委員長(小酒井義男君) 御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(小酒井義男君) 御異議ないと認めます。

○竹下豊次君 御意見のおありの方はそれすぐ賛否を明らかにしてお述べ願います。

○竹下豊次君 私は本案に賛成いたし

ます。ただ一つだけこの際希望を当局に申述べておきたいと思つております。

一つは先ほど植竹委員から御質問になりました点と同様であります。が、私は地元の者の立場を非常にその当時に理想的でないと思つております。この問題につきましては、第十三回国会であつたと思ひます。政府当局から機構の改正案が出されたのであります。その際いろいろなきさつで参議院の当委員会におきましてそれが通過できました。それがまだ実行できぬうちに今度長野の分だけを切離して提案されたということになつておられます。いずれ只今林野庁長官から御答弁を伺つておりますし、できるだけ早い機会に又その機構の改革について提案されるというお気持であろうと思つておりますが、私ども、特にそれをお急ぎになる必要がある、かように考えておりますので、その点を希望申上げておきたいと思います。

それからもう一つは今度福島にありますを長野に移転されるということになりますので、地元福島町を初めとして終つたものと認めて御異議ございませんか。

○委員長(小酒井義男君) ほかに御質疑ございませんか。速記をとめて下さい。

○委員長(小酒井義男君) 速記を始め下さい。それではほかに御発言もなにようでございますが、質疑はこれを以て終つたものと認めて御異議ございませんか。

○委員長(小酒井義男君) 御異議ないと認めます。

○竹下豊次君 それはこれより討論に入ります。

○竹下豊次君 私は本案に賛成いたし

があります。その際に大仕掛けの警察署の整理をいたしましてそしてそのために暴動を起されたことがあるのです。郡役所と警察署と両方一緒に廢止されたので三カ町が一緒になりまして暴動を起したこと私はよく今まで記憶いたしております。そのときに私は地元の者の立場を非常にその当時に理想的でないと思つております。この問題につきましては、第十三回国会であつたと思ひます。政府当局から機構の改正案が出されたのであります。その際いろいろなきさつで参議院の当委員会におきましてそれが通過できました。それがまだ実行できぬうちに今度長野の分だけを切離して提案されたということになつておられます。いずれ只今林野庁長官から御答弁を伺つておりますし、できるだけ早い機会に又その機構の改革について提案されるというお気持であろうと思つておりますが、私ども、特にそれをお急ぎになる必要がある、かように考えておりますので、その点を希望申上げておきたいと思います。

それからもう一つは今度福島にありますを長野に移転されるということになりますので、地元福島町を初めとして終つたものと認めて御異議ございませんか。

○委員長(小酒井義男君) ほかに御質疑ございませんか。速記をとめて下さい。

○委員長(小酒井義男君) 速記を始め下さい。それではほかに御質問もなにようでございますが、質疑はこれを以て終つたものと認めて御異議ございませんか。

○委員長(小酒井義男君) 御異議ないと認めます。

○竹下豊次君 それはこれより討論に入ります。

○竹下豊次君 私は本案に賛成いたし

あります。が、なおそのほかにも何か適当なものがありましたらそれも今後一つ加えてやつて頂きたいと、かように考えておられます。次第であります。自分のことを申上げまして甚だ何でありますけれども、ありますから希望を申上げておきました。ただ一つだけこの際希望を当局に申述べておきたいと思つております。

私はこの法律案に賛成の手を願います。

○委員長(小酒井義男君) 全会一致本案は原案通り可決すべきものと決定いたしました。

○委員長(小酒井義男君) 〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

昭和二十九年五月八日印刷

昭和二十九年五月十日發行

參議院事務局

印刷者 大藏省印刷局